

別表第2 汚水等排出施設（第5条関係）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 ひろく一般の用に供する施設（次項及び第3項に掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの<ol style="list-style-type: none">(1) 廃ガス洗浄施設(2) 湿式集じん施設2 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（患者50人以上を入院させるための施設を有するものに限る。）に設置される施設であって次に掲げるもの<ol style="list-style-type: none">(1) レントゲン自動現像装置(2) 臨床検査室(3) 自動洗びん施設3 家畜飼養業の用に供する畜舎であって飼養規模が豚（生後5月未満のものを除く。）の飼養頭数が50頭以上又は牛若しくは馬の飼養頭数若しくはこれらの合計が20頭以上であるもの |
|---|

備考 この表に掲げる施設は、次に掲げる施設を除く。

- (1) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項の特定事業場に設置される施設
- (2) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）に排水を排出する施設